

議案第 4 号 個人情報保護に関する法律施行条例案

個人情報保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第75条第5項の規定による個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成及び公表、法第89条第2項並びに法第119条第3項及び第4項の手数料、法第108条に規定する保有個人情報の開示の手続に関する事項、法第129条の規定による審議会その他の合議制の機関への諮問その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、連合海区漁業調整委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び警察本部長並びに道が設立した地方独立行政法人をいう。

(個人情報取扱事務登録簿)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下この条において「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下この条において「登録簿」という。）を作成しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報取扱事務を開始する年月日
- (5) 個人情報の対象者の範囲
- (6) 個人情報の項目
- (7) 個人情報の収集先
- (8) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 実施機関は、登録簿に記載した前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該変更に係る個人情報取扱事務を開始する前に、登録簿を修正しなければならない。
 - 3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。
 - (1) 実施機関が法第75条第1項の規定により作成した個人情報ファイル簿に係る個人情報取扱事務
 - (2) 実施機関の職員（道が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下この号において同じ。）又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務
 - (3) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に関する個人情報取扱事務
 - (4) 北海道立文書館、北海道立総合博物館その他の道の施設による一般の利用に供することを目的とした収集、整理及び保存に係る個人情報取扱事務
 - 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、第1項第6号から第8号までに掲げる事項を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務について登録簿を作成することにより、個人情報取扱事務の目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項第6号に掲げる事項の一部若しくは同項第7号若しくは第8号に掲げる事項の全部若しくは一部を登録簿に記載せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿を作成しないことができる。
 - 5 実施機関は、第1項の規定により作成した登録簿に係る個人情報取扱事務を廃止したとき、又は当該個人情報取扱事務に係る個人情報ファイル簿を法第75条第1項の規定により作成したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る記載を抹消しなければならない。
 - 6 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。
(開示決定等の期限)
- 第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由

があるときは、同項に規定する期間を14日以内に限り延長することができる。
この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から28日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第6条 法第89条第2項の手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。ただし、知事は、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）の写しの交付を受ける者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該負担すべき費用の額を免除することができる。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第7条 法第119条第3項の手数料の額は、2万1,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とす

る。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
 - (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 1万2,600円
- 3 前2項の手数料は、規則で定めるところにより、北海道収入証紙で納付しなければならない。

（北海道情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第8条 実施機関（道が設立した地方独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、北海道情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定め、又は変更しようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関において講ずる個人情報の取扱いに関する措置について、運用の方法を定め、又は変更しようとする場合
（運用の状況の公表）

第9条 知事は、毎年度、各実施機関の法及びこの条例の運用の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

（実施機関への委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

個人情報の保護に関する法律の改正に鑑み、個人情報を取り扱う事務に係る登録簿の作成、開示決定等の期限、開示請求等に係る手数料その他必要な事項を定めることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 5 号 個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(北海道情報公開条例の一部改正)

第1条 北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。

第8条中「毎年」を「毎年度」に改める。

第10条第1項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第10条第2項第1号中「第3号」を「第4号」に改め、同条第3項中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

第11条中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

第13条に次の1項を加える。

2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該請求書を提出したものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該請求書を提出したものに対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第14条第1項本文中「その翌日から起算して14日以内」を「開示請求があった日から14日以内（前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。以下この項、第16条第1項及び第17条において同じ。）」に改め、同項ただし書中「その翌日から起算して」を「開示請求があった日から」に改め、同条第2項本文中「の翌日」及び

「起算して」を削り、同項ただし書中「その翌日から起算して」を「開示請求があった日から」に改め、同条第3項中「前条」を「前条第1項」に、「同条ただし書」を「同項ただし書」に、「同条の」を「同項の」に改める。

第15条第1項中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

第16条第1項及び第17条中「の翌日」及び「起算して」を削る。

第21条第3項中「その翌日から起算して」を「審査請求があった日から」に改める。

(北海道情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 北海道情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(設置等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 審査会は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定により設置された機関として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応ずるものとする。

第2条第1項第1号中「北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）」を「個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年北海道条例第号）」に改め、同項第2号中「又は北海道個人情報保護条例」を削り、同項第3号中「知事又は」を削り、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による実施機関（知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、連合海区漁業調整委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び警察本部長並びに道が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、個人情報の保護に関する法律第105条第1項に規定する審査請求について調査審議すること。

第5条第4項中「北海道個人情報保護条例第40条第1項」を「個人情報の保

護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項」に改める。

第7条第1項中「個人情報（北海道個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報であって、同条例第23条第1項に規定する開示決定等、同条例第31条第1項に規定する訂正等の決定又は同条例第38条第1項に規定する利用停止等の決定）」を「保有個人情報（個人情報の保護に関する法律第60条第1項に規定する保有個人情報であって、同法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、同法第94条第1項に規定する訂正決定等又は同法第102条第1項に規定する利用停止決定等）」に、「個人情報の」を「保有個人情報の」に改め、同条第3項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第4項中「（平成26年法律第68号）」を削る。

（北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

第3条 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年北海道条例第89号）の一部を次のように改正する。

第8条第3号中「北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

（北海道債権管理条例の一部改正）

第4条 北海道債権管理条例（平成30年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）第2条第2号」を「個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年北海道条例第 号）第2条第2項」に改める。

（北海道個人情報保護条例の廃止）

第5条 北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 次に掲げる者に係る第5条の規定による廃止前の北海道個人情報保護条例

(以下「旧条例」という。)第13条(旧条例第53条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による職務上又は旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)を取り扱う事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員(道が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)の役員を含む。以下この号及び附則第5項第1号において同じ。)である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) この条例の施行前において旧実施機関から委託された旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者
 - (3) この条例の施行前において指定管理者(道が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体をいう。次号及び附則第6項において同じ。)が行う公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。同号において同じ。)の管理に係る業務に従事していた者
 - (4) この条例の施行前において指定管理者から委託された旧個人情報を取り扱う事務(公の施設の管理に係るものに限る。)に従事していた者
- 3 この条例の施行の日前に旧条例第14条第1項若しくは第2項(旧条例第28条第2項及び第35条第3項において準用する場合を含む。)、第28条第1項又は第35条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定によりなお従前の例によることとされた自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る処分に対する審査請求についての北海道情報公開・個人情報保護審査会条例の規定の適用については、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号

に規定する公文書（以下「旧公文書」という。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第2項第2号に掲げる者

6 附則第2項第3号及び第4号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧公文書又は指定管理者が管理していた旧条例第53条の3第1項に規定する指定管理者が管理している文書等（当該指定管理者に管理を行わせる期間の満了後又は当該指定管理者に係る指定が取り消された後において、当該指定管理者であったものが管理していたものを含む。附則第8項において「指定管理者が管理していた文書等」という。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

7 附則第5項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧公文書に記録されていた旧個人情報（この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧公文書に記録されていたものに限る。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

8 附則第2項第3号及び第4号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧公文書又は指定管理者が管理していた文書等に記録されていた旧個人情報（この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧公文書に記録されていたもの又は指定管理者が管理していた文書等に記録されていたものに限る。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

9 この条例の施行前にした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(北海道議会情報公開条例の一部改正)

10 北海道議会情報公開条例（平成11年北海道条例第18号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第4項中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

説 明

個人情報の保護に関する法律の改正に鑑み、公文書の開示の対象から行政機関等匿名加工情報が記録されている場合を除くとともに、同法に基づく処分に対する審査請求の審議を北海道情報公開・個人情報保護審査会の所掌事項に加えることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 6 号 北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)中「ウ、」を削り、「(第2条の4)」を「(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合に該当するときは当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4)」に、「、当該」を「当該」に改め、同号イ中「第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（」を削り、「同条」を「第2条の3」に改め、「非常勤職員が」の次に「同条第2号に掲げる場合に該当して」を加え、「日)」を「日。以下イにおいて同じ。）」に、「に限る。）」を「であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの」に改め、同号ウを削り、同号エ中「、当該育児休業に係る子について」を削り、「任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の」に改め、同号エを同号ウとする。

第2条の3第2号中「当該非常勤職員が当該」を「、当該非常勤職員が、当該」に改め、同条第3号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第8号に掲げる事情があるときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、人事委員会規則で定める特別の事情があるときはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

第2条の3第3号中イをウとし、同号ア中「する育児休業」を「前号に掲げる場合に該当してする育児休業」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条に規定する場合に該当して育児休業をしている場合であって次条第8号に掲げる事情があるときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会規則で定める特別の事情があるときは同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条に規定する場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当して育児休業をしたことがない場合第2条の5を削る。

第3条第5号を削り、同条第6号中「次条」を「第4条」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第9号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「伴い、当該」を「伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第8号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に提出されたこの条例による改正前の北海道職員等の育児休業等に関する条例第11条第6号の育児休業等計画書（この条例の施行の日以後に始めようとする地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務に係るものに限る。）は、この条例による改正後の北海道職員等の育児休業等に関する条例第11条第6号の育児短時間勤務計画書とみなす。

説 明

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等に鑑み、一般職の非常勤職員の子が1歳以降の場合における育児休業の柔軟な取得を可能とする等の措置を講ずることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 7 号 公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

公衆浴場法施行条例（昭和24年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第9号中「10歳」を「7歳」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、介助を必要とする者を入浴させる場合であって、風紀の保持に支障がないものとして知事が定める場合に該当するときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

公衆浴場における混浴制限年齢に係る指針の改正に鑑み、これを引き下げることにするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 8 号 北海道下水道事業条例の一部を改正する条例案

北海道下水道事業条例の一部を改正する条例

北海道下水道事業条例（令和2年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表十勝川流域下水道の項中「104,300立方メートル」を「106,000立方メートル」に改め、同表石狩川流域下水道の項中「49,400立方メートル」を「39,520立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

十勝川流域下水道及び石狩川流域下水道の処理能力を変更することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 9 号 建築基準法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案

建築基準法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(北海道建設部手数料条例の一部改正)

第1条 北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1の39の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表の39の2の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表の44の6の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表の44の7の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

(北海道建築基準法施行条例の一部改正)

第2条 北海道建築基準法施行条例（昭和35年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第61条第1項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同条第2項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改める。

第62条の3第1項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同条第2項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

建築基準法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 10 号 北海道教育委員会手数料条例の一部を改正する条例案

北海道教育委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道教育委員会手数料条例（平成12年北海道条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「第16条の2第1項」を「第16条第1項」に改め、同表2の項中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改め、同表3の項中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改め、同表3の2の項中「第16条の2第1項」を「第16条第1項」に、「第5条第3項」を「第5条第2項」に、「同条第6項」を「同条第5項」に改め、同表3の5の項、3の6の項及び6の2の項から6の5の項までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

教育職員免許法の改正により教員免許更新制が廃止されたこと等に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 11 号 北海道立学校条例の一部を改正する条例案

北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 北海道南幌高等学校の項及び北海道伊達緑丘高等学校の項を削る。

別表第 2 北海道白糠養護学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

南幌高等学校等を廃止することとするため、この条例を制定しようとするものである。